

# 短期

## 1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 伸生紀
代表者名	理事長 瀬井 圭起
所在地・連絡先	住所 熊本市東区錦ヶ丘 26 番 11 号 電話 (096) 367-0565 FAX (096) 368-8262

## 2 事業所

事業所の名称	介護老人保健施設 総合ケアセンター 第二コスモピア熊本
所在地・連絡先	住所 熊本市東区尾ノ上 1 丁目 8 番 8 号 電話 (096) 360-3111 FAX (096) 360-3113
管理者の氏名	門脇 義博

## 3 事業の目的及び運営方針

### (1) 事業の目的

医療法人伸生紀が開設する第二コスモピア熊本 短期入所療養介護（介護予防含む）は、要支援・要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### (2) 運営方針

- 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護、その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と密接な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることが出来るように努めます。
- 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が楽しく・個性豊かに・快適に過ごすことが出来るようサービス提供に努めます。
- サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うと共に利用者の同意を得て実施するよう努めます。

## 4 事業所の概要

### (1) 構造等

建物（構造）	延べ床面積	3,698㎡
	利用定員	54名

### (2) 居室

居室の種類	階数	室数	1人あたり面積【㎡】	備考
従来型個室	2・3F	4	15.1	ナースコール設置
二人室	2F	14	8.9	〃
	3F	11	8.9	〃

## (3) 主な設備

設備	階数	室数	面積【㎡】	備考
食堂	2F	1	90.5	テーブル・椅子等設置
	3F	1	50.7	テーブル・椅子等設置
機能訓練室	2F	1	37.3	訓練機器設置
	3F	1	50.7	訓練機器設置
浴室	2F	1	15.9	
	3F	1	14.0	
レクリエーション室	3F	1	13.6	
便所	2F	1	36.8	ナースコール設置
	3F	1	27.8	〃

## (4) 通常の送迎の実施地域

事業の実施地域	熊本市・上益城郡
---------	----------

## 5 施設の職員体制（定数：常勤換算数）

従業者の職種	常勤換算数	業務内容
管理者(医師)	1.0(兼務)	施設の運営・管理 利用者の健康・病状管理
看護職員	5.14	医師の指示のもと療養看護
介護職員	12.86	日常生活の療養介護
介護支援専門員	1.0	施設サービス計画の策定
理学療法士	0.54	医師の指示のもと利用者の機能回復訓練
作業療法士		
言語聴覚士		
支援相談員	1.0	利用者の処遇上の支援相談
管理栄養士	1.0	利用者の栄養、給食管理指導
薬剤師	0.18	薬剤管理

## 6 サービスの内容と費用

### (1) サービス内容

- 短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画の立案
- 食事(朝食 8 時 00 分～、昼食 12 時 00 分～、夕食 18 時 00 分～)
- 入浴(一般浴槽又は特別浴槽で対応します。ただし、利用者の発熱等身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- 医学的管理・看護
- 介護
- 機能訓練(リハビリテーション・レクリエーション)
- 相談援助サービス
- 利用者が選定する特別な食事の提供
- 理美容サービス(理美容室を設置、別途料金実費が必要です)
- 行政手続き代行
- その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### (2) 費用

- 費用は介護保険負担割合証に記載された割合に応じた負担額となります。利用料・利用者負担額については、別紙利用料金表に記載します。
- 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- 介護保険適応の場合でも、保険料の滞納により、事業者へ直接介護保険給付が行なわれない場合があります。その場合、料金表の利用料

金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。サービス提供証明書及び領収書は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。

- ④ その他サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。
- ⑤ 食費・居住費につきましては世帯の課税状況とご本人の預貯金額に応じて、お住まいの市町村の窓口で減額申請することができます。詳細につきましては別紙ご参照ください。

#### 7 利用料等のお支払方法（月払いの場合）

毎月、15日までに前月分の請求書を発行いたしますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、金融機関口座自動引き落としのお手続きをお願いいたします。窓口でのお支払いの場合はご相談ください。

#### 8 協力医療機関等

当事業所では医師の医学的判断により緊急対応及び専門診療が必要な場合、下記の協力機関へ診療を依頼します。

協力医療機関名	住 所	電話番号
熊本託麻台リハビリテーション病院	熊本市中央区帯山8丁目2-1	(096)381-5111
くわみず病院	熊本市中央区神水1丁目14-41	(096)381-2248
越山眼科	熊本市東区錦ヶ丘32-25	(096)368-2468
ひとのわハロー 歯科内科診療所	熊本市北区龍田陣内1丁目1-2	(096)227-8440

#### 9 苦情処理・ハラスメント等相談窓口

要望や苦情・ハラスメント等に関する相談は、当事業所の支援相談員にお寄せいただければ速やかに対応いたします（TEL096-360-3111）。また所定の場所に備え付けられた「ご意見箱」のご利用や、管理者に直接お申し出いただくこともできます。どうぞお気軽にご相談ください。また外部機関として熊本県国民健康保険団体連合会（TEL096-214-1101）、熊本市健康福祉局 高齢者支援部 介護事業指導課（TEL 096-328-2793）苦情相談窓口へご相談いただくこともできます。※利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要をご参照ください

#### 10 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 11 非常災害時の対策

【防災対策】スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置等を設置し、非常災害に関する具体的計画を立案し定期的に避難・救出（年2回以上）・その他必要な訓練を実施しています。

#### 12 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じるものとし、その周知・研修・訓練を定期的実施します。

#### 13 事業所の利用にあたっての留意事項

【保険証の確認】利用のお申し込みに当たり、利用希望者の介護保険証・医療保険証・健康手帳（お持ちの方）を確認させていただきます。

【面 会】午前8時30分～午後8時00分にお願ひします。1階受付面会簿に利用者名、面会者名をご記入下さい。

【設備・備品の利用】 事業所内の設備や器具の利用は医師の許可が必要です。お申し出ください。

【飲酒及び喫煙】 飲酒は医師の許可が必要です。喫煙に関しては施設敷地内全面禁煙となっております。ご理解・ご協力お願いいたします。

【金銭・貴重品の管理】原則として現金及び通帳・印鑑等はお預かりできませんが特別な事情がある場合はご相談ください。

【医療体制】 病状の急変が生じた場合その他の必要な場合は、速やかに協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

【ペットの持ち込み】 他の利用者の迷惑になりますので禁止します。

#### 14 その他施設の運営に関する重要事項

【禁止事項】多くの方に安心して利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教活動、特定の政治活動」を禁止しております。

【身体拘束】 利用者の意思および人格を尊重し、自傷行為のある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

【虐待防止】 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備し、定期的な研修を実施します。

【守秘義務及び個人情報保護】 職員に対して職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を行うほか、就業規則にも指定し、遵守します。

【重要事項の説明について】 当事業所利用の際には運営規程の概要・サービス内容（施設サービス計画等）利用料金等の重要事項を契約書に沿って説明いたします。契約書に署名をいただきサービスが開始されます。

#### 15 その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

当事業者は、重要事項説明書及び利用料金表に基づいて、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

西暦 年 月 日

事業者 住 所 熊本市東区錦ヶ丘26番11号

事業者（法人）名 医療法人 伸生紀

事業所名 介護老人保健施設 総合ケアセンター  
第二コスモピア熊本  
（事業所番号） 4350180289

代表者名 理事長 瀬井 圭起 印

説明者 職 名 支援相談員

氏 名 印

私は、重要事項説明書及び利用料金表に基づいて、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

西暦 年 月 日

利用者 氏 名 印

代理人 氏 名 印（続柄）